

第2のふるさとづくり応援交通費補助金の申請方法などについて

1 補助要件等

① 補助対象者

以下の要件を全て満たす者とする。

- ①山口県外に居住
- ②山口つながる案内所に関係人口として登録
- ③「住んでみいね！ぶちええ山口」LINE 公式アカウントのお友だち登録、または、県内市町が実施する関係人口創出・拡大を目的とした制度（※）等への加入
- ④補助対象事業のために来県
- ⑤補助対象事業における活動内容を SNS 等（一般公開されているアカウント等）で発信

② 対象経費

- ①居住地から山口県内への往復交通費（公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費に限る）
- ②福岡県及び広島県内在住者に限り、居住地から山口県内への移動に係る往復の高速道路利用料（実費に限る。）

③ 補助金額

補助金額は次の表に定める基準額を上限とする。ただし、基準額を下回る場合は、その額を補助金額とする。（上限額 3 万円）※1 年度につき 1 人 1 回限り

北海道、東北圏	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	3 万円
首都圏	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	2 万円
北陸圏、中部圏	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	1 万 5 千円
近畿圏、四国圏、沖縄県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県	1 万円
中国圏、九州圏	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	5 千円

2 交付手続き

① 手続きの流れ

1. プログラム参加 2. 情報発信 3. 交付申請 4. 交付決定 5. 支払



② 必要書類 (<https://www.ymg-tunagaru.jp/transportation>)

必要書類		様式
(1)	交付申請書	別記様式 1 【PDF】 【Word】
(2)	来県報告書兼振込口座申出書	別添様式 1 【PDF】 【Word】
(3)	氏名及び居住地を証明する書類（免許証、住民票等）	
(4)	交付の対象となる経費を証する書類（利用日、往復の発着地が記載された領収書等）	

- ※ 一括申請（同居の者に限り可能）の場合でも、(3)、(4)はそれぞれの対象者分の書類が必要です。
 なお、一括申請の場合は、代表申請者の口座あてに一括で振り込みます。それぞれの対象者口座への振り込みを希望される場合は、一括申請を行わないでください。
- ※ (3)、(4)は、書類をスキャンした PDF のほか、写真データ（内容が明瞭に確認できるものに限る。）での提出でも構いません。
- ※ なお、領収書等がない区間の経費については補助対象となりませんのでご注意ください。
- ※ SNS 情報発信の際は「#あなたとつながる山口県」をつけて情報発信してもらえると助かります。

③ 申請書提出方法

メールまたは郵送

メール：uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp

郵送先：「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 - 1 山口県総合企画部中山間・地域振興課内

④ 申請期限

参加したプログラムの終了後 30 日以内または年度末日のいずれか早い日

⑤ 交付方法

事務局からの交付決定後、振込口座申出書に記載の口座に振り込みます。

3 留意事項

① J R を利用した場合の領収書等について

通常、発券機で発券された領収書の宛名は空欄となっていますが、申請者の名前を自署ください。

また、領収書自体に発着地は記載されませんが、その場合、事務局において、申請書に記載された発着地間の最短経路にて運賃を確認します。疑義等がある場合、連絡させていただく場合があります。

なお、降車駅の係員に「旅行の記念に持ち帰りたい」旨、申請いただくと乗車券・特急券を持ち帰ることができます（係員配置駅に限る。手書き発券、団体乗車券、乗り越し等の場合は不可。）ので、交付申請時に乗車券・特急券を添付（写し・写真でも可）いただければ確実です。

※ 指定料金は補助の対象となりますが、グリーン車の利用料金は補助の対象にはなりません。

② 旅行代理店等を利用した場合について

旅行代理店等を利用して、飛行機等を予約した場合、支払額の中に旅行代理店等の事務手数料（発券手数料やクレジットカードの決済手数料等）が含まれる場合があります。

この場合、事務局において、利用した旅行代理店等に事務手数料の有無を確認し、事務手数料を除外した額を交通費相当分として申請額の補正をさせていただく場合があります。

補助金の対象が「交通費」となっておりますことから、あらかじめご了承ください。

③ 交通費と宿泊費のパック利用について

旅行代理店等を利用して、往復交通費と宿泊費のパック料金を支払った場合、旅行代理店等から発行された領収書の記載内容に応じて、以下のとおり扱います。

○ 宿泊費相当額が補記されている場合

→ 領収書総額から、補記された宿泊費相当額を除外した額が補助対象額となります。

例) 領収書 40,000 円 (内、宿泊費相当額 5,600 円也)

$40,000 \text{ 円} - 5,600 \text{ 円} = 34,400 \text{ 円}$ (補助対象額) → 17,200 円 (交付申請額)

○ 宿泊費相当額が補記されていない場合

→ 領収書総額から、県の旅費規程に基づき 1 泊当たり 9,800 円を宿泊費として除外した額が補助対象額となります。

例) 領収書 50,000 円 (パックで予約したホテル等に 2 泊した場合)

$50,000 \text{ 円} - (9,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 日}) = 30,400 \text{ 円}$ (補助対象額) → 15,200 円 (交付申請額)

④ 居住地から山口県、もしくは山口県から居住地までに経由地がある場合について

事務局において、経由地がなかった場合に要する経費を対象として交付決定を行います。

例) 復路：新山口駅～(経由地)～東京駅～居住地の行程(新幹線利用)

→ 新山口駅～居住地までの最短経路での乗車券・特急券の額を復路の対象経費とする。

※上記のほか、不明点等が
ございましたら、お気軽に
ご相談ください。

【問い合わせ先】

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局 担当：前田

〒753-8501 山口市滝町 1 - 1

山口県総合企画部中山間・地域振興課

TEL：083-933-2554 E-mail：uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp